

平成22年第1回（3月）川口市議会定例会（3月1日～23日までの23日間）

平成22年度当初予算を可決・一般会計予算1425億9千万円・議員提案による川口市初の政策条例を制定！

平成21年度関係補正予算7件、一般議案6件と平成22年度関係の当初予算を含む議案17件と条例などの一般議案20件を審議し、原案通り可決・同意されました。

【市長提出議案】

- 議案第1号 平成21年度川口市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 平成21年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 平成21年度川口市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 平成21年度川口市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 平成21年度川口市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 平成21年度川口都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第7号 川口市地球高温化対策基金条例
- 議案第8号 川口市西川口駅周辺都市整備基金条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 川口市都市環境施設整備基金条例を廃止する条例
- 議案第10号 工事請負契約の変更契約の締結について（本町小学校改築工事）
- 議案第11号 裁判上の和解について（国家賠償及び利用者負担（障害者自立支援法による介護給付費等支給）決定取消等請求事件）
- 議案第48号 平成21年度川口市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第49号 川口市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例
- 議案第12号 平成22年度川口市一般会計予算
- 議案第13号 平成22年度川口市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第14号 平成22年度川口市老人保健事業特別会計予算
- 議案第15号 平成22年度川口市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第16号 平成22年度川口市介護保険事業特別会計予算
- 議案第17号 平成22年度川口市小型自動車競走事業特別会計予算
- 議案第18号 平成22年度川口市下水道事業特別会計予算
- 議案第19号 平成22年度川口市水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算
- 議案第20号 平成22年度川口市立看護学校事業特別会計予算
- 議案第21号 平成22年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算

- 議案第 22 号 平成 22 年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 22 年度川口市奨学事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 22 年度川口市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 22 年度川口市学童等災害共済事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 22 年度川口都市計画土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 22 年度川口市水道事業会計予算
- 議案第 28 号 平成 22 年度川口市病院事業会計予算
- 議案第 29 号 川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号 川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 川口市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 川口市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
- 議案第 34 号 川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 35 号 川口市土壌汚染対策法関係事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 36 号 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例
- 議案第 37 号 川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 38 号 川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 39 号 川口市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 40 号 川口市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 41 号 第 4 次川口市総合計画基本構想を定めることについて
- 議案第 42 号 市道路線の認定について（神根第 320-2 号線）
- 議案第 43 号 市道路線の認定について（戸塚第 681-1 号線）
- 議案第 50 号 川口市副市長（橋本氏）の選任同意について
- 議案第 44 号 川口市固定資産評価審査委員会委員（福田氏）の選任同意について
- 議案第 45 号 人権擁護委員（押田氏）の候補者の推薦について
- 議案第 46 号 人権擁護委員（龍口氏）の候補者の推薦について
- 議案第 47 号 人権擁護委員（山喜氏）の候補者の推薦について

【議員提出議案等】

- 議員提案第 1 号 川口市中小企業振興条例
- 議員提案第 2 号 生活保護制度及び国民健康保険制度の国庫負担の拡充を求める意見書
- 議員提案第 3 号 すべての子どもが安心して教育を受けられる教育環境の充実を求める意見書
- 議員提案第 4 号 持続可能な地域経済づくりを求める意見書
- 議員提案第 5 号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

- 議員提案第6号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を求める意見書
- 議員派遣の決定について

【解説】

議案第1号

平成21年度(2009年度)川口市一般会計補正予算(第5号)

3月補正歳入歳出額：20億4,777.5万円 補正後歳入歳出総額：1435億8387.7万円

※総合文化センター(リリア)改修費など

総合文化センター建物の経年劣化した外壁部分を改修工事するための費用 ⇒合計：1億3098.8万円(内訳：国庫支出金「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」国からの交付金1億円と市一般財源から3098.8万円)

総務常任委員会では質疑として、平成21年度第2次補正予算の中で「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」を地方自治体へ配分(総額5000億円)することになったが、この補助金の使途として、「危険な橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細やかなインフラ整備等を支援する」となっていると指摘があり、委員がかなり調べ上げてから常任委員会に望んでいることが伺えた一幕もあった!

議案第12号

平成22年度川口市一般会計予算及び各種特別会計予算

◎平成22年度一般会計歳入歳出額：1425億9000万円

(前年度歳入歳出総額：1360億5000万円 4.8%増加)

○平成22年度特別会計歳入歳出額：1236億750万円

(前年度歳入歳出総額：1211億3220万円)

○平成22年度企業会計歳入歳出額：292億円

(前年度歳入歳出総額：301億1400万円)

※一般会計は、前年度対比4.8パーセント増となりました。これは、新規事業として子ども手当負担金で約90億円と生活保護費等負担金150億円(前年当初予算より約29億円増)等の社会保障経費を大幅に増額としたためです。

注1) 昨年度より予算総額が65.4億円と大幅に増加したが、実質的には国や県出金を除くと、減額となっている(川口市独自の収入が昨年度よりも5000万円減少している)

注2) 川口市独自の収入が減ると市独自の事業が縮小することにより、市民サービスが低下

する恐れがある⇒今年度の対策として財政調整基金（川口市の預金）から繰り入れにより予算が組み立てられた。

※これから民生費（先扶助費等）の増加を考えると今後 川口市独自の事業を行うことが難しくなる恐れがある。

議案第 34 号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市では税率等を 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）で保険税が計算されているが、今回資産割を除く 3 つの方式の変更がなされることになる。

（国保税）	⇒	（変更）
所得割 6.3/100	⇒	6.5/100
均等割 12,000 円	⇒	13,000 円
平等割を 21,000 円	⇒	22,000 円

※国民健康保険税事業の財源悪化！

平成 18 年度に税率等を改定以来、後期高齢者医療制度の創設に伴う制度改正を除き、税率等の維持に努めてきたが、国民健康保険事業自体が、高齢化の進行と医療技術の高度化により保険給付が増加する上、高齢者や所得の低い方の加入割合が高いという構造的な問題を抱えており、急激な景気の悪化から収納率が低下しております。川口市では特別対策本部を設置し税収確保に努めているが、法定による繰入金のほか多額の国保運営資金を一般会計から繰り入れて事業を運営せざるを得ない状況であります。⇒国民健康保険は、基本的に公費と被保険者の保険税によって賄われるものであり、更なる運営資金を一般会計から繰り入れることは、税配分の公平性の観点からも適正でないことから、国民健康保険運営審議会に保険税の変更について諮り、税率等の改正の答申に則り税率の改正を行い財源の確保を図るものです。

（私の所感）

川口市国民健康保険運営審議会において、苦渋の決断を下したと推測しており、国民健康保険制度は加入者がそれぞれ応分の費用負担し、お互いが助け合うことで成り立つ制度であるが、現役世代で普段医療を必要としない加入者からみれば生活費に占める国民健康保険税・保険料の率はもはや限界というしか在りません。

また、現在の国民健康保険税の仕組みは、所得がなくても資産がある者は資産割が課せられており、農業者等は苦慮していることも考慮されなくてはならない（税負担の公平性からも、全体の収納額を確保しなら資産割 40 パーセントの引き下げも考えなくてはならない）

一般質問方法の変更

議会改革の一つとして、本議会における質疑並びに一般質問の方法を変更するもので、現在は試行期間として3つの方法を選べるものとなった！

- 一括質問一括答弁方式（従来通り）
発言時間で、全ての質問を一括して行い、その後執行部側もその質問に順次答えるというもの。
- 一括質問一括答弁その後一問一答方式
1回目の質問は従前通り一括して行い、一括答弁を受け、2回目以降の質問から大項目ごとに質問を2回まで執行部側に求めることができる。
- 一問一答方式（利点として、議会側と行政側（執行部側）とのやりとりが分かり易い上、臨場感がある）
大項目ごとに区切り質問を行い、執行部側の答弁を求める。その答弁を受けて2回まで質問と答弁を繰り返すことが可能。

【議員提案第1号 川口市中小企業振興条例】

川口市議会では初めてとなる議員提案による川口市中小企業振興条例が全会派一致で可決されました

【川口市中小企業振興条例】

川口市は、中小企業のまちとして、県内はもとより、わが国の鋳物や機械をはじめとする「ものづくり」において重要な役割を担ってきた。また、植木、花卉や軟化野菜などを生産する、伝統的技術に裏付けられた地域資源を有しており、これらは、先人たちのたゆまぬ努力により、関連する幅広い産業とともに発展を遂げてきた、次の世代へ伝えていくべき代えがたい財産である。

こうした本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させることを通じて、市民生活を支える雇用や所得をもたらすなど、川口市の地域経済にとっても、極めて重要な存在である。

ここに、我々は、中小企業の活性化が、川口市の更なる発展に欠かせないものであることを地域として共通の認識とし、関係するすべての人の協働により、この代えがたい財産を守り、川口市民の生活の維持、向上を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地域産業の発展において中小企業者が果たす役割の重要性にかんがみ、本市の中小企業の振興に関し基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び

健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者並びに農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第3条第1項に規定する農業者であつて、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるものをいう。

(2) 中小企業団体 事業協同組合、企業組合その他の市長が適当と認めた中小企業に係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、中小企業者、中小企業団体及び市民は、相互に連携し、及び協力して、中小企業者の事業活動の活性化の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の規定に基づき、地域の中小企業者及び中小企業団体と密接に連携し、中小企業及び産業の振興のための指針を定めるよう努めるものとする。

2 市は、国、県その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者に対する支援等、必要な施策を講じなければならない。

3 市は、前項の施策を効果的に実施するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者及び中小企業団体の役割と努力)

第5条 中小企業者及び中小企業団体は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善及び強化並びに従業員

の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全の確保に十分に

配慮し、地域経済の振興及び発展に貢献するものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、本市の中小企業者が地域経済の振興及び発展並びに市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域の中小企業者の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。